

保育を必要としている事由を証明する書類について

保育の必要を証明する書類については、就労・出産・介護等により家庭で保育できない児童を対象としています。そのため、保育園を利用させていただくにあたり、保育を必要とする証明書類を入所申込書に添付していただいております。

証明が必要になる方は、園児の保護者です。証明に使う書類は下記のとおりですので、入所申込書と併せてご提出ください。

保育を必要としている状況と必要な書類一覧

保護者の状況	必要書類
1 就労している場合 (月48時間以上)に従事している方	・就労証明書・内定証明書 (自営業・農業等の証明は区長・民生委員等にもらってください。)
2 出産を控えている場合	・母子手帳の写(予定日が確認できる部分) (最大で出産予定月の前2か月と出産(予定)日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間となります。)
3 障害があり保育できない場合 通院・入院している場合	・障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等の写(障害の程度が確認できる部分) ・通院(入院)証明書 ※特定疾患の受給者証の写でも可
4 家族等の介護にあたる場合	・介護される方の 通院(入院)証明書または障害者手帳・介護保険証(認定済)等の写
5 災害復旧	・り災証明書等
6 求職活動(起業準備を含む)	・求職証明書
7 就学	・学生証の写または在学を証明できる書類 (在籍期間等のわかるもの)
8 虐待やDVのおそれがあること	・こども家庭センター・児童相談所等へご相談いただいた後の申込みとなります
9 育児休業取得時に、既に保育を利用している 子どもがいて継続利用が必要な場合	・就労証明書 (最大で育児休業の対象となる子が満1歳を迎える年度の末日までの期間とする。)
10 町長が認める前各号に類する事情がある 場合	

※上記のどれにも該当しない場合もしくは判断できない場合は、
大台町教育委員会事務局 子ども教育課へお問い合わせください。
TEL：0598-82-3793